

社会福祉法人 尾鷲市社会福祉協議会 車椅子貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人尾鷲市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、尾鷲市の住民個人に対し、本会が保有・管理する物品の貸出を行うために必要な事項を定めることにより、住民個人の日常生活の向上、並びに福祉の増進に資することを目的とする。

(貸出物品)

第2条 貸出を行う物品は別表1の通りとする。

(貸出対象)

第3条 本事業の対象者は、次に該当する者とする。

- ア 尾鷲市に在住している個人
- イ その他会長が認める個人

2 尚、前項に該当する個人であっても、次に該当する者は他法・他制度を優先するものとする。

- ア 介護保険法における福祉用具貸与（車椅子）の給付対象者
- イ 障害者総合支援法における補装具費（車椅子）の支給対象者

(貸出期間)

第4条 貸出予約は使用日の3ヵ月前からとする。貸出期間は原則1ヵ月以内とし、使用が終了した場合は元の状態に戻し速やかに返却する。尚、延長については不可とする。

(貸出料金)

第5条 貸出料金は無料とする。

(貸出申請)

第6条 貸出を希望する者は、所定の申請書に記入の上、本会に申請する。

(使用者の管理義務)

第7条 使用者は、借用を受けた備品を最善の管理により注意をもって使用しなければならない。

2 使用者は、借用を受けた備品を他の目的に改造、転貸してはならない。

3 使用者は、借用を受けた備品を故意または過失により破損、もしくは損傷させた場合は本会の指示に従い、ただちに原状に復し、またはその損害を賠償しなければならない。

4 使用責任者、物品の使用中に使用者または第三者に怪我等を負わせた場合、使用責任者が一切の責任を負うものとし、本会はこの責任を負わない。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1

| | 印鑑 | 免許証コピー | 身分証明書 コピー | レンタル期間 | 予約受付 |
|-----|----|--------|--------------|---------------|--------|
| 車椅子 | ○ | × | ○ | 原則1ヵ月 延長不可 | 3ヵ月前から |

